公益社団法人 全日本病院協会
会員医療機関の皆様へ

2025年2月1日以降始期用

サイバーリスク保険
利益損失・営業継続費用に関する補償

サイバーリスク保険アップグレードプランでは、サイバー攻撃によりシステムが機能停止し、診療停滞・停止した場合の利益損失や営業継続費用を補償する特約（コンピュータシステム中断担保特約）をご用意しています。

01 ランサムウェア被害からの復旧に要する期間

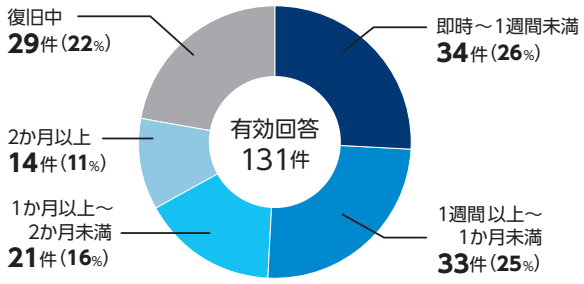

出典：警視庁『令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢などについて』

サイバー攻撃を受けてしまった場合、復旧には**一定の期間**がかかります。
警視庁の調査によると、ランサムウェア被害からの復旧に**1ヵ月以上要したケースは全体の約3割、2ヵ月以上の時間を要したケースも存在**しています。
この間、調査・復旧に向けた費用に加えて、**診療停滞・停止に伴う収益減少や業務継続の為の追加費用が発生**します。

02 サイバー攻撃発生から解決までの主な対応と損害

アップグレードプラン基本補償

損害賠償責任に関する補償

●法律上の損害賠償金 ●争訟費用（弁護士費用等）
●協力費用

費用に関する補償

●緊急対応費用 ●サイバー攻撃対応費用 ●原因・被害範囲調査費用 ●相談費用 ●コンピュータシステム復旧費用 ●その他事故対応費用 ●再発防止費用 ●訴訟対応費用

＋

オプション補償

利益に関する補償
（コンピュータシステム中断担保特約）

不測かつ突発的に生じた、コンピュータシステムの操作・データ処理上の過誤等またはサイバー攻撃に起因して、記名被保険者が所有・管理するコンピューターシステムが機能停止することによって生じた記名被保険者の①利益損失、②営業継続費用を補償します。

●喪失利益 ●収益減少防止費用 ●営業継続費用

サイバー攻撃の検知	サイバー攻撃のおそれ	サイバー攻撃の確定	情報漏えい・外部公表	提訴	事態収束
	調査依頼	被害状況の確認	公表・謝罪	被害者対応	再発防止
	■ 影響の調査 ■ 影響箇所・範囲の特定	■ 原因・被害範囲の調査 ■ データ復元・サイト復旧	■ 損害賠償 ■ 争訟対応（弁護士費用等） ■ 被害者対応のコールセンター設置 ■ 記者会見 ■ 被害者への見舞金支払い等 ■ 訴訟対応		■ 再発防止策の計画・実行（外部機関による認証取得等）

診療停滞・停止に伴う利益損失・営業継続費用

※本図は、サイバー攻撃により情報漏えいが発生し、それを外部に公表した場合の事例をもとに、サイバーリスク保険の補償概要を記載しています。

03 事故想定例

事故想定

事故・被害：ランサムウェア攻撃により電子カルテが暗号化、会計システムも使用不可
復旧期間：2か月（その間、外来の新患受付停止、診療報酬の計算不能）

主な対応と損害額

原因・被害調査費用	約500万円
データ復旧費用	約2,500万円
注目 外来新患受付停止・診療停滞による逸失利益、職員の超過勤務手当等	約3,000万円

イメージいただくための想定事例であり、事故内容を踏まえた対応や関連した損害額は、個社ごとに状況に応じた判断や対応する業者等によって異なりますのでご注意ください。なお、損害額は保険金とは異なります。（保険金の額は損害額を踏まえ契約内容に従って決まります。）

◉お支払いの対象となる損害

喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費（全経常費）および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、事故発生の後、支払期間終了までに生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額。ただし、次の費用は追加費用に含まないものとします。 ア. 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 イ. 事故が発生したコンピュータシステムを事故発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 ウ. 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価額 エ. 収益減少防止費用として支払われる金額

◉お支払いする保険金

喪失利益

喪失利益の額は、収益減少額に利益率を乗じた額から支払期間中に支出を免れた付保経常費を差し引いた額とします。

喪失利益の額 ＝ 収益減少額 × 利益率 － 支払期間中に支出を免れた付保経常費

利益率の算式

直近の会計年度(*)の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

（営業利益 ＋ 付保経常費）÷ 営業収益

直近の会計年度(*)における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

（付保経常費 － 営業損失 × 付保経常費／経常費）÷ 営業収益

(*)会計年度は、いずれも1年間とします。

収益減少防止費用

収益減少防止費用の額は、収益減少防止費用に付保率を乗じた額とします。
ただし、収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額が、お支払いの限度となります。

収益減少防止費用の額 ＝ 収益減少防止費用 × 付保率

付保率の算式

直近の会計年度(*)の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

（営業利益 ＋ 付保経常費）÷（営業利益 ＋ 経常費）

直近の会計年度(*)における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

（付保経常費 － 営業損失 × 付保経常費／経常費）÷（営業利益 ＋ 経常費）

(*)会計年度は、いずれも1年間とします。

営業継続費用

営業継続費用の額とします。

◉支払限度額等

	利益支払限度額／営業継続費用保険金額（1事故・保険期間中）	約定支払期間/約定復旧期間	免責金額（1事故）/免責時間
利益損失（喪失利益・収益減少防止費用）	ご契約時に設定(*1)	12か月（約定支払期間）	100万円／ご契約時に設定(*2)
営業継続費用	ご契約時に設定(*1)	12か月（約定復旧期間）	100万円／ご契約時に設定(*2)

(*1) 情報通信技術特別約款（基本補償：賠償部分）で設定された保険期間中支払限度額の50%以内（最大1億円まで）で設定いただきます。
(*2) 10時間以上240時間以内で設定いただきます。
※ 利益損失でお支払いする保険金の額は、喪失利益および収益減少防止費用の合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、利益支払限度額が限度となります。
※ 営業継続費用でお支払いする保険金の額は、営業継続費用の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、営業継続費用保険金額が限度となります。
※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、情報通信技術特別約款（基本補償：賠償部分）で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

※本チラシはサイバーリスク保険の利益損失・営業継続費用に関する補償の概要をご紹介したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は、契約者である全日病厚生会にお渡ししている保険約款によりますので、ご不明の点については代理店までお問合せください。

お問い合わせ先

【取扱幹事代理店】
株式会社　全日病福祉センター
〒101-0064　東京都千代田区神田三崎町1-4-17　東洋ビル11階
TEL:03-5283-8066　FAX:03-5283-8077

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）

2024年9月作成　24TC-003440